

新型コロナウイルス感染症対策に対する貸館規則について

令和4年3月22日改定

国や兵庫県の動向を注視するとともに、高砂市の考え方に基づき、クラスター発生リスクが高い「密閉空間」「密集集団」「密接場面」の3「密」については引き続き留意して、下記の基準で貸館を行います。

1、 換気の状態

空調を使用しない場合は、定期的に換気する（1時間に1回5分程度）
空調使用時は、常時、ロスナイ換気をする（ロスナイ換気と入スイッチをON）

2、 人の密度の状態

交流スペースの定員を大幅に超えないようにする。
※交流スペース1・2・3の定員は長机を並べて使用する場合を想定。

1F	定員（名）	2F	定員（名）
交流スペース1	30	交流スペース6	30
交流スペース2	27	交流スペース7	54
交流スペース3	36	交流スペース8	27
		交流スペース9	24

3、 会合、イベント等の内容

近距離での会話や発声、高唱を避ける。
会食を供するものは利用できない。
換気・清掃・除菌時間を確保するため、利用時間の延長はできない。
（12時～13時、17時～18時）

4、 参加者の把握

会の責任者（主催者）は参加者が特定するための手段の確保を行う。感染防止措置として、必要な場合は参加者名簿の提出を依頼する場合がある。
参加者には自宅にて体調を確認し、発熱・風邪症状など体調不良の場合は、自宅待機するよう事前に周知しておく。
参加者が、感染者及び濃厚接触者と認められた場合は、速やかに管理室に届ける。